

議案第九十七号

土地の処分について

次のとおり土地を分譲により処分することについて、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第九十六条第一項の規定により、本議会の議決を求める。

昭和六十三年九月二十八日

三朝町長 安 田 真 一 郎

昭和六拾参年九月廿八日 原案可決

三朝町議会議長 安井由行

一 土地の所在地 三朝町大字森字天神六二三番地外一一筆

二 土地の面積 五、〇一三・九六平方メートル

三 処分予定価格 八二、五一九、〇〇〇円